

# 青森県報

第四千二百二十七号

平成二十八年  
三月二十五日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更	(税 務 課)	一
青森県景気ウォッチャー調査の実施	(統計分析課)	一
特定行為業務の登録	(高 齢 福 祉 保 険 課)	二
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	(水産振興課)	二
漁船保険付保義務の発生	( 同 )	二
都市計画事業計画の変更認可	(都市計画課)	三
右 同	( 同 )	三
漁船保険付保義務の発生	(西北地域 県 民 局)	三
公 告		
農業委員会ネットワーク機構の指定	(構造政策課)	四
事業規程の変更の承認	( 同 )	四
二級建築士の免許の取消し	(建築住宅課)	四
建設業者の許可の取消し	(東青地域 県 民 局)	四

## 告 示

## 示

青森県告示第二百二十三号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったの

で、青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十二条の五前段の規定により告示する。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
富士見総業株式会社	富士誠	区 名 称	代表者の 氏 名	弘前市大字紺屋町一八五	平成 二七・七・二七
	富士 悟				

青森県告示第二百十四号

青森県景気ウォッチャー調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 調査の目的

本調査は、きめ細かな生活実感のある情報を収集し、県内景気動向判断の基礎資料とすることを目的とする。

### 二 調査対象の範囲

県内に住所を有する事業所の従事者等

### 三 報告を求める事項及びその基準となる期間

景気の現状に対する判断、三カ月前と比べた景気の現状に対する判断及びその理由、三カ月後の景気の先行きに対する判断及びその理由、北海道新幹線開業によるここ三カ月間の景気への影響に対する判断及びその理由（平成二十八年度及び平成二十九年四月期のみ調査）、並びに北海道新幹線開業による今後三カ月先の景気への影響に対する判断及びその理由（平成二十八年度及び平成二十九年四月期のみ調査）に係る事項の報告を求める。

### 四 報告を求める者



平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
東津軽郡今別町大字今別字今別三七 東津軽郡外ヶ浜町字三厩板柳二五の二 東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元八八	竜飛今別
野 土 一 公 三 浦 榮 悦 川 口 明 徳	

青森県告示第二百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、五所川原都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十八年三月十六日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称  
五所川原市
- 二 都市計画事業の種類  
五所川原都市計画下水道事業（五所川原市公共下水道）
- 三 事業施行期間  
昭和四十九年十二月二十一日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 1 収用の部分  
変更なし
  - 2 使用の部分  
変更なし

青森県告示第二百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、七戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十八年三月十六日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称  
七戸町
- 二 都市計画事業の種類  
七戸都市計画下水道事業（七戸町公共下水道）
- 三 事業施行期間  
平成七年十月十八日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 1 収用の部分  
都市計画事業計画の変更認可（平成二十五年五月十三日青森県告示第四百五号）の事業地のとおり変更なし。
  - 2 使用の部分  
都市計画事業計画の変更認可（平成二十五年五月十三日青森県告示第四百五号）の事業地のうち、七戸町字寒水地内において事業地を追加し、字蛇坂、字上町野、字立野頭および字倉越地内において事業地を変更する。

青森県告示第二百二十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形四〇六の三 小野 修一 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形二七一の一 田附 直人 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形四〇七の五 工藤 裕幸	新深浦町

公 告

農業委員会ネットワーク機構の指定

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第三十一条第二項の規定により、次のとおり農業委員会ネットワーク機構を指定したので、同項の規定により公告する。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	住 所	事務所所在地	指定年月日
青森県農業会議	青森市本町二丁目六の一九	同上	平成二六・三・二五

事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第九条第一項の規定により、青森県農地中間管理機構特例事業の事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第八条第四項の規定により公告する。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

承認に係る事業の種類

- 農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第七条第一号に掲げる事業をいう。）
- 農地売渡信託等事業（農業経営基盤強化促進法第七条第二号に掲げる事業をいう。）
- 農地所有適格法人出資育成事業（農業経営基盤強化促進法第七条第三号に掲げる事業をいう。）
- 研修等事業（農業経営基盤強化促進法第七条第四号に掲げる事業をいう。）

二級建築士の免許の取消し

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消したので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 氏名

杉山富衛

二 登録番号

第一二四号

三 取消年月日

平成二十八年三月十七日

四 取消しの理由

建築士法第九条第一項第一号の規定による免許の取消しの申請があった。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社建友社

二 代表者の氏名 竹浦 久

- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字平新田字森越六一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二四)第一〇六〇七号
- 五 取消年月日 平成二十八年三月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十七年十二月二十九日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九條第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭